　　特別支援教育の充実について(案)

　　　　　　　　　　　　　　　 平成29年3月

　　　　　　　　　　　練馬区教育委員会

　　目　　　次

特別支援教育の目指すもの　　　　　　　　　　　　･･･3

Ⅰ.子供たちがいきいきと過ごせる教育環境の整備　 ･･･4

　特別支援学級計画的な設置

　学校生活を充実させるための環境整備

Ⅱ.子供たちの個性伸ばす学習内容の充実　　　　　 ･･･9

　高い専門性に裏付けられた優れた指導

　ICT機器の導入

Ⅲ.ライフステージを見据えた、関係機関の連携 　 ･･･13

　関係機関との連携

　障害理解の推進

特別支援教育の目指すもの

特別支援教育の理念とは、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び支援を行うものです。

従来の、障害の種類や程度に応じた特別の指導の場で行う『特殊教育』から、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援を行う『特別支援教育』への転換を図るという基本的な方向が平成15年3月に示されて以来、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変わってきました。

これまでも練馬区においては、東京都教育委員会が平成16年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画」を受けて、練馬区特別支援教育あり方検討委員会での検討結果を「練馬区特別支援教育在り方検討報告」をまとめ、小学校・中学校にける特別支援教育体制の整備を図ってきましたが、これまでの『配慮・支援』といった考え方からさらに一歩踏み込んで、共生社会実現の重要な担い手を育成することを目標に合理的配慮と環境整備の充実を図ります。

具体的には、こどもたち一人一人の発達段階に応じた指導が行われる、多様な学びの場としての環境を整えると共に、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援・実現する為に、以下の観点に基づき計画を進めます。

Ⅰ．子供たちが活き活きと過ごせる教育環境の整備

　　一人一人の教育的ニーズに応じた、多様な学びの場の提供を目指します

Ⅱ．子供たちの個性を伸ばす学習環境の整備

　一人一人の障害特性に応じた、学習環境や指導の充実を図ります

　Ⅲ．ライフステージを見据えた、関係機関との連携

　　　共生社会の実現を目指した、社会参加に必要な関係機関との連携や、障害

理解の啓発・推進に努めます

Ⅰ．子供たちが活き活きと過ごせる教育環境の整備

【特別支援学級の計画的な設置】

　　練馬区ではこれまで長期計画にもとづいて、計画的に特別支援学級を設置してきました。学級種別は知的障害学級・情緒障害等通級指導学級・難聴学級・言語障害学級・弱視学級の5種、合計103学級に1,151人(平成28年5月1日現在)の子供たちが在籍しています。

　　特別支援学級で行われる指導には、集団学習や習熟度別学習、個別指導や自立活動といった多様な指導があります。目的に応じた指導教室を確保する為には一定以上のスペースが必要です。一方、区内小・中学校９９校のうち大部分は、築50年を超えており老朽化が進んでおり、今後策定される改築計画に合わせ、目的に応じた教室環境を整備・設置していきます。

　　練馬区立小中学校特別支援学級児童・生徒数

（5月1日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 小学校（在籍児童数） | 中学校（在籍生徒数） | 合計（人数） |
| 知的障害学級 | 48（321） | 24（166） | 72（477） |
| 情緒障害学級 | -（298） | 13（108） | 13（406） |
| 難聴学級 | 2（23） | 1(6) | 3（29） |
| 弱視学級 | 1(10) | 休級 | 1（10） |
| 言語学級 | 13(211) |  | 13（211） |
|  | 64（863） | 38(280) | 102(1143) |

　　　　　※小学校情緒障害等通級指導学級は特別支援教室へ制度移行中

①知的障害学級

知的障害学級は小学校が16校に対し、中学校は8校に設置されています。地域の一員として、将来の社会的自立に向けた教育目標を掲げ、各学級では特色ある指導を行っていますが、鉄道等公共交通機関の利用しやすい設置校に在籍児童・生徒の偏在が生じています。

登下校の利便性や安全性確保等地域的な均衡を図りながら、知的障害学級の設置を計画していきます。

知的学級の分布図（小学校）

知的学級の分布図（中学校）

　 今後の開設計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| 小学校 | 検討・計画 |  |  |  |  |
| 中学校 | 検討・計画 |  |  |  |  |

　　　　　　※小学校・中学校とも改築計画と連動しながら、計画の立案をおこなっていく

②言語障害学級

　　　小学校4校(南町小、北町西小、石神井小、大泉小)に設置された言語障害学級に通級する児童は200名を超えており、それぞれの児童のニーズに応じたきめ細やかな指導時間・場所の確保が困難となってきています。

子供たちの通級の利便性を考慮し、関泉地区の拠点として、新たな学級の新設を検討します。

　　言語学級在籍児童数

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（いずれも5月1日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 学級数 | 11 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 在籍児童数 | 172 | 190 | 206 | 230 | 211 |

　　今後の開設計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
| 関町小学校 | 計画 | 開設 |  |  |  |
| 学級の新設 | 検討 | 検討・計画 |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　※関町小学校は負担軽減の為、一時的な「暫定開設」

③情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）

東京都が平成26年に8月に実施した調査の結果によれば、通常学級に在籍する児童・生徒のうち、発達障害等の可能性のある児童・生徒の在籍率は小学校で6.1％、中学校で5.0％であることがわかりました。

東京都は通級時の送迎の負担や授業を抜けてしまうことへの不安等を軽減し、教育的支援を充実させるため在籍校に特別の指導用の教室を設置(特別支援教室)し、“子供が通って指導を受ける”方式から、“教師が在籍校へ出向いて指導する”方式に制度を改め、都内全公立小学校は平成30年度までに特別支援教室の開設を完了することになっています。

練馬区では平成28年度に豊玉南小、光が丘四季の香小、石神井東小、関町小を拠点校とした4グループ16校で指導を開始しました。これにともない入級システムも、校内委員会で支援計画を立案し、学校から申請する方式に見直しました。現在は、制度移行の経過を検証・反映させながら、平成30年度までに全小学校に、平成32年度までを目途に全中学校に特別支援教室を開設し、制度の移行・指導の充実を図ります。

特別支援教室の開設計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 編成 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |
| 小学校(65校) | 4ｸﾞﾙｰﾌﾟ16校 | 指導 |  | | | 移行終了 |
| 7ｸﾞﾙｰﾌﾟ27校 | 指導開始 |  |  | |  |
| 6ｸﾞﾙｰﾌﾟ22校 | 開設準備 | 指導開始 |  |  |  |
| 中学校(34校) | 4ｸﾞﾙｰﾌﾟ34校 | 検討と立案 | 開設準備 | 指導開始 |  |  |

④その他の特別支援学級

　難聴学級や弱視学級の指導においては、残存能力の維持・向上が欠かせません。指導効果の一層の向上をめざし、教育環境の充実に努めていきます。

練馬区に設置されていない特別支援学級の種類としては、自閉症・情緒障害特別支援学級や肢体不自由特別支援学級があります。

　　自閉症・情緒障害特別支援学級については、平成28年度より指導を開始した特別支援教室での指導効果を検証しながら検討を進めていきます。

　　また、肢体不自由特別支援学級については、さまざまな子供たちと過ごす中で学びとっていくものは大きいという考え方を念頭に、これまでも一人一人の発達段階を見据えて、肢体不自由部門の都立特別支援学校と連携しながら、望ましい就学先について相談を行ってきました。引き続き、どのような在り方が望ましいか検討を行っていきます。

【環境整備】

障害の有無に関わらず、校内を自由に行き来することができ、共に学び合う環境を整えることは、学校生活の充実や社会を築く仲間として、相互理解を深める上でとても大切です。

現在でも、特別支援学級への就学や入級に関する支援だけでなく、通常の学級への入学に際しても、可能な範囲での施設面の改善や日常生活、医療的に必要な配慮等について、保護者・学校・教育委員会の三者で情報共有し、合意を図っています。今後計画される学校改築計画においては、ユニバーサルデザインの視点から施設整備の在り方を検討していきます。『ユニバーサルデザイン』とは、性別や年齢の差違や文化や言語の違いを越えて、誰にでも利用しやすいデザインのことです。

①自由に移動できる校舎

校舎内に階段以外の段差が無い場合でも、例えば校門の鉄扉のレールや昇降口の掃出し、下水溝等、学校には、小さな段差がいくつも存在します。これらの段差は手押式の車椅子なら介助者が持ち上げることで解消できても、自走式の車椅子では自分一人で対応できない場合があります。また、体育館が別棟の場合は、構造上必ず段差が発生します。このような段差の生じないデザインを検討していきます。

　　また、学年が上がるにつれ、上階の教室を利用することや特別教室への移動が増えていきますが、中休みや昼休みを除くと休み時間は思いのほか短いです。

エレベータの設置やいわゆる誰でもトイレが校舎の中の特定の場所1箇所に限られる場合も多いため、移動経路が制限を受けることや、廊下のスペースが狭いため、他の子供たちの動静が落ち着くタイミングを見計らい、クラスの友達から遅れて移動することを余儀なくされるといったこともあります。

　　新たな校舎の設計の際には移動時間に煩わされることなく自由に行き来できるよう、動線を考慮しながら必要なスペースを確保していきます。

②誰にでもわかり易く安全な施設

学校を利用するのは子供たちだけでなく、保護者や地域の高齢者も学校施設を利用します。障害の有無に関わらず、子供たちや施設を利用される全ての方を対象に、わかり易く安全な施設であることが重要です。

　　　　　　　　　　　　　　　ユニバーサルデザインの一例

|  |  |
| --- | --- |
| デザイン | 利　　点 |
| 教室の壁の色を塗り分ける  見易い位置にはっきりしたサインを表示する | 自分の位置を認知・把握しやすい  目的の教室や設備に速やかに辿り着ける |
| FM補聴システムの導入や残響の少ない教室の設計  文字情報を提示する電光掲示板や時計代わりの回転灯の設置 | 人工内耳や補聴器を利用していても、授業や面談、緊急速報等必要な情報を聞き取り易い  聴覚より視覚が有意な場合、教師が指示を出し易い |
| 滑りにくい手すりの設置  高低差のある二段の手すりの設置 | 障害に応じて安全に利用できる  体格に応じて利用できる  視覚に困難がある場合、手すりを設置することが有効な誘導サインになる |

　③既存施設の改修

　　先に述べたとおり、区立小・中学校への入学・転学にあたり配慮が必要な場合には、保護者・学校・教育委員会の三者で、学校内の設備状況や学校生活について直接確認しながら、必要な情報を共有し、どのような対応を行っていくか合意を図っていきます。

　　例えば、階段やトイレの手すりを取り付けるのであれば、手を置くのに適した高さや握り方を、可能であれば利用する本人の声を聞きながら決めていきます。Ⅰ型糖尿病の持病があるのであれば、学校での一日の時間割を確認しながら、インスリン注射を行う時間帯や場所、給食のカロリー制限等必要な事項を決定していきます。

　　また、学校施設自体も可能な範囲で、計画的にバリアフリー化を進めてきました。しかしながら、古い校舎では構造上どうしても椅子式階段昇降機の設置ができない、車いす用のスロープを敷設することで昇降口の動線を制限してしまうということが生じます。

平成２８年度には椅子式階段昇降機の替わりに、介護の現場で取り入れられている車椅子を直接装着する可搬型階段昇降機の導入を行いました。操作には操作講習の受講終了が義務付けられており、誰でも容易に操作できるものではありませんが、日頃から福祉機器に関する情報を収集し、利用し得る代替案は積極的に取り入れいきます。

Ⅱ．子供たちの個性を伸ばす学習環境の整備

【専門性の向上】

　　個に応じた必要な指導を行うためには、子供たち一人一人に必要な、教育的ニーズを見極め、対応していく力が必要です。

教員一人一人の資質・能力の向上は欠かせませんが、教員一人で抱え込むことなく、経験やノウハウ、専門性といった多角的な視点から課題を共有し、学校全体で支える体制を構築していきます。

①教員の資質・能力の向上

　特別支援学級においてはその障害の特性を十分に理解し、一人一人の子供たちの能力に応じた指導力が要求されます。また、通常の学級での指導においても発達障害等、障害に関する基礎的な知識や車いすの基本的な扱い方、ものの見え方、音の聞こえ方といったことは、一人一人の子供に対する理解を深め、結果として対応スキルや学級運営能力の向上に貢献します。

教育委員会で実施する研修を充実させ、教員の資質・能力の向上を図ります。

　研修の充実

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成28年度計画）

|  |  |
| --- | --- |
| 研　修 | 回　数 |
| 特別支援教育研修会 | ２ |
| 特別支援教育コーディネータ研修会 | ４ |
| 生活指導担当者研修会 | １１ |
| 特別支援学級教員研修会 | 知的学級1　情緒学級2 |
| 学校教育相談研修会  (学校教育支援センター主催) | 初級１２  中級・スキルアップ30 |
| 学校生活支援員研修会 | ２ |

②授業のユニバーサルデザイン

「どの子にとっても、安心して参加しやすくわかりやすい授業」は特別な支援の必要の有無に関わらず、本来の学校の在るべき姿であり、子供たち一人一人の学習に対する意欲や達成感を高めます。

授業のユニバーサルデザインといっても、例えば『教室の中の掲示物を減らし、集中しやすい環境を整える』、『指示は一度に一つとし、今、するべきことを明確にする』といったすぐ実践できるものも多くあります。

教育委員会で実施する研修を充実させ、教員の資質・能力の向上を図ります。

③校内委員会におけるPDCAサイクルの確立

校内委員会とはLD(学習障害)等を含めたあらゆる障害のある子供たちに対して、全校的な支援体制を整備する為に全区立学校に設置している組織です。

・特別な教育的支援の必要な子供たちへの気付きの促進

・実態把握と支援方針の具体化

・保護者や校内関係者と連携した個別指導計画の作成

・全教職員の共通理解・校内研修の推進　等

を目的としています。

各学校には、管理職から指名された特別支援教育コーディネータがおり、特別支援教育コーディネータを中心に、家庭や在籍学級担任だけでなく、スクールカウンセラー（SC）や心のふれあい相談員、特別支援学級の指導教員等が必要な情報を共有し、各々の専門性を活用した支援計画を立案・実践しながら、児童の変容の過程を見守っていくことで教育的効果を上げていくことが可能となります。

校内委員会（イメージ)



保護者からの申し出や学級担任の気付き





**「実践」**

専門的な見地からの情報共有・手立ての検討



**PDCAサイクルの確立**

**＊P**lan **「立案」**

**＊D**o　　 **「実行」**

**＊C**heck **「検証」**

**＊A**ction　**「改善」**



個別の支援を取り入れた指導の実践

**「立案」/「改善」**

**「検証」**





「校内委員会」

校内全体での情報共有や支援体制の構築



**「共有」**

支援の方針を保護者と共有

④校外資源の活用

練馬区内を学区域とする都立特別支援学校は、知的障害部門２校および肢体不自由部門２校、合計４校あります。

それらの特別支援学校には地域ごとに、その専門性をもって地域の特別支援教育の推進を担うセンター校が指定されています。例えば、障害特性に関する基礎的な知識や必要な配慮、手先や感覚統合について機能向上を図る為の工夫等について、地域の小・中学校はセンター校を通じて各部門の特別支援学校から助言を得ることが可能です。

都立特別支援学校の教員による学校巡回相談の実施や障害に対する啓発活動の推進を充実していきます。また、子供たちのキャリアデザインの観点から、これからは都立特別支援学校高等部との連携も視野に入れ、キャリア教育に関する情報を共有・発信に取り組んでいきます。

【ＩＣＴの導入】

①指導の効果を高めるツールとしてのICT

一斉指導において、拡大投影機や電子黒板を用いて音楽や映像を取り入れることは、子供たちが集中し易いだけでなく、視覚や聴覚の処理に偏りのある発達障害のある子供の支援にもつながる、効果的な指導方法の一つです。

　 また個々の特性や能力に応じた漢字学習用のソフトや絵本の読み上げソフト等様々な障害に対応したソフトも多数開発され、より実践的な活用方法の研究も全国的に行われています。子供たち一人一人に質の高い教育を提供する為、練馬区では学校に導入するICT機器の計画的な配備について検討を進めています。

特別支援教育におけるICTの活用事例

|  |  |
| --- | --- |
| 活用事例 | できること |
| 写真や絵などの画像を使用する | 具体的に見ることで、理解が深まり、集中して作業に取り組める |
| ペン入力の可能な機器を活用する | 書き順の記録を取ったり、トレーニング効果を自己評価することができる |
| 電子黒板を利用する | その場で必要な情報をプリントアウトして配布できる、スケジュールなどを視覚化し、見通しを持たせることができる |

練馬区では平成２８年度より小学校弱視学級・中学校知的障害学級1校で、タブレット端末の導入が試行されています。今後モデル校を拡大し、授業の質の向上や指導内容等の検証を今後行い、効果的な活用方法について情報発信をしていきます。

　②アシスティブ・テクノロジー（技術的手段）としてのICT

一方で、ICT機器のもつ可能性には、身体的障害による物理的な困難を補完する為のツールとしての一面もあります。

　　例えばタブレット端末を利用することで、下の表に例示したように障害のある子供たちが自分自身でできることが大きく拡がります。

しかしながら見方を変えると、限られた子供たちだけに使用を制限されるといった不公平感が生まれてしまうことがあります。

　指導に当たっては、このような誤解が生じないように、必要性の観点を子供たちに説明していく必要があります。必要性の理解を通じて、子供たちが相互に、お互いの苦手な部分に気づき、認め合い、助け合うことを学ぶという利点もあります。

タブレット端末の導入で可能となる事例

|  |  |
| --- | --- |
| 障　害 | できること |
| 手の使用に困難があり、筆記具を持つことや本のページをめくることが難しい  字を書くことに困難がある | ・教師が事前に準備した板書のデータを取り込むことでノートの代わりになる  ・画面にタッチすることで電子教科書や電子辞書を利用することができる  ・キーボードを利用することで、テストに回答することができる |
| 聴覚に困難がある  はっきり発音することが難しい | ・絵や文字、キーボードを利用して、意思を伝達することができる |
| 視覚に困難がある（視野の狭窄や視界が一部かけている） | ・電子教科書や画像を、自分の見やすい位置や大きさに拡大・縮小、調整ができる |

　　アシスティブ・テクノロジーとしてのICT機器は、例えば障害に応じた施設改修と同様に、個々の障害特性に応じて、保護者・学校・教育委員会で情報を共有し、必要な対応を図っていきます。

Ⅲ．ライフステージを見据えた、関係機関との連携

【関係機関との連携】

　区内に設置された都立特別支援学校だけが、専門機関ではありません。保育や福祉、保健といった区の行政機関も各々専門的な知識や技術を持っています。

　区の内外の資源を有効に活用し、子供たちとその保護者が希望を持って、将来の自立と社会参加を目指せるよう連携を図っていきます。

①障害のある児童に対する支援方針の策定

　特別な配慮が必要な子供たちの適切な就学と支援の為には、就学前における支援と就学後の支援に関連性・継続性を持たせる必要があります。

それらは医療的な配慮であったり、個別の教育的配慮であったりします。

練馬区ではこれまでも特別支援学級への入学を検討する際の就学支援や、保護者と学校が必要な配慮について情報を共有する為の就学支援シートを、幼稚園や保育園通じて必要な保護者に配布を行ってきました。

これからは従来の縦割り的な発想から、教育・保育・福祉・保健などの関係機関が連携し、障害や家庭状況等必要な情報を共有しながら、年齢による切れ目のない支援が可能になるような取り組みを進めます。

②キャリアデザインの視点を取り入れる

　ICTテクノロジーの発展は上述した学習指導への応用だけでなく、私たちの既存の概念を大きく変えました。OA機器とインターネット回線を利用することで、例えば電車で通勤することは難しくても、コンピュータの知識があれば在宅就労を選択する、丁寧に美味しい物を作ることができるのであれば、店舗を持たずとも販売することも可能になりました。また豊かな感性の、表現活動の場として利用する人もいます。

子供たちの自立と自己実現を考えるとき、自ら学び、考える力を養うだけでなく、一人一人の得意なことを支援する側が見極め、その能力の伸長に最大限努力していかなくてはなりません。

学校においては既に述べたICTを活用した授業以外にも、家庭科や美術の教科、特別支援学級での自立活動の充実を図り、学びの楽しさだけでなく、従来の創作を通じた能力の伸長や、職業の体験といった視点を取り入れた指導を構築していく必要があります。

また、高等学校への進学やその後の就労支援について、より望ましい選択ができるように学校が子供本人や保護者と情報を共有していく必要があります。　　　　都立特別支援学校高等部や福祉等との情報交換を進めながら、多様な選択肢を提供していくためのネットワークを構築していきます。

【障害理解の推進】

文部科学省の特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告において、「共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会」だと提起されています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、障害のあるものもない者もお互いの人格と個性を認め合う全員参加型の社会です。学びの場はそれぞれ違っても、地域の一員であることに変わりありません。

練馬区教育委員会は、学校という場を通じて、障害理解の推進を図ります。

①特別支援学級と通常の学級間で行われる交流学習

現在でも特別支援学級の設置校を中心に、通常の学級との交流学習が進められています。給食を一緒に食べる、運動会で通常の学級の子供たちと一緒に競技に参加するといった学級間の相互交流にとどまらず、特別支援学級の子供たちであっても、その能力に応じて、通常の学級で一緒に学び、得意な分野の伸長を図るといった積極的な交流学習を充実していきます。

②都立特別支援学校と区立小・中学校間の副籍交流

　東京都には特別支援学校に在籍する子供たちが、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、学校行事や地域行事、学習活動への参加（直接交流）や学校便りや学級だよりの交換（間接交流）を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るための副籍制度があります。

小さい頃から一緒に活動し、街で声をかけあえる友達がいるということは、共生社会の実現の為の大きな礎になります。従来は希望者のみの交流となっていましたが、平成27年度より特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が原則として交流をおこなうよう制度が改正されました。

区ではこれまでも特別支援学校に在籍する子供たちとその保護者の意向を尊重しながら、交流を進めてきました。

一人でも多くの子供たちが直接交流に参加できるように、受入に必要な学校施設の改善を図ります。また、これまでも各学校において障害理解教育は行われてきましたが、特別支援学校の教員と連携した積極的な体験型の授業を取り入れて相互理解を促し、間接でしか交流できない子供たちが、地域の一員として心の繋がりを感じられるような交流活動の充実を図ります。

③保護者に対する啓発

　特別支援教育の推進には、保護者の方々の理解が大切です。なぜ特定の子供たちだけが特別な指導を受ける必要があるのか、学校と同じ視点で子供たちに説明していただかなければ、受け入れる子供たちも障害を正しく理解できません。

　これまでも通常の学校公開とは別に、特別支援学級については、「学級見学会」をおこない、地域の方々や就学前児童の保護者に対して情報提供をおこなってきました。

今後、特別支援教室の導入にともない、支援の必要な児童が利用しやすい環境を整える為にも、保護者に対する発達障害等の理解・啓発がますます必要になっています。同様に、副籍交流や学校公開時に行われる特別支援学級の授業公開等様々な試みに関心を持っていただけるよう、教育委員会と学校で努力を行っていきます。